

## 総社市条例第 77 号

### 総社市通学路における児童等の安全確保に関する条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、総社市子ども条例(平成 21 年総社市条例第 28 号)の基本理念に基づき、家庭、学校園、地域、事業者及び市が、互いに協働して子どもの育成にかかる取組を進めるなかで、通学路における児童等の安全を確保するために講ずべき措置を定め、その促進を図ることにより、児童等が安心して過ごすことができる環境を確保することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童等 幼児、児童又は生徒であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内の幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び保育所等の児童福祉施設(以下「学校等」という。)に通学又は通園する者

イ 市外の学校等に通学又は通園する者であって、市内に住所を有するもの

(2) 通学路 児童等が通学又は通園において使用する市内の道路をいう。

(児童等の安全を確保するために講ずべき措置)

第 3 条 市長は、通学路における安全な環境確保のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 通学路の安全点検

(2) 通学路の環境整備

(3) 安全教育の推進

(協力体制の構築等)

第 4 条 市長は、地域住民、事業者、保護者及び学校等の管理者並びに警察との協力体制を構築し、通学路における児童等の通学及び通園時の見守り活動、緊急時の保護活動その他児童等の安全の確保のための活動を行うものとする。

(事故又は事件への対処)

第 5 条 市長は、児童等の安全を脅かす事故又は事件が発生したときは、速やかに関係機関による検証又は協議を行い、当該事故又は事件への対策を講じなければならない。

(見舞金の支給)

第 6 条 市長は、次の各号に掲げる者が被害者となる事故が発生したときは、見舞金を支給することができる。

(1) 市内に住所を有する幼児、児童又は生徒であって、学校等に通学又は通園中のもの

(2) 市外に住所を有し、総社市教育委員会から承認を受けて市内の学校等に在籍する幼児、児童又は生徒であって、当該学校等に通学又は通園中のもの

(3) 前 2 号に規定する者に同伴中の保護者

(4) 通学路において、第 1 号及び第 2 号に規定する者の見守り活動中の者

(見舞金の請求)

第 7 条 見舞金の支給を受けようとする者は、市長に対し、事故が発生した日から起算して 1 年以内に請求しなければならない。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(見舞金に関する経過措置)

2 第 6 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に発生した事故について適用する。